

令和2年9月18日

当院へ出入りする業者関係の皆様へ

磐田市立総合病院
病院総務課長 大学 裕

入館許可証の申請と健康チェックのお願い

新型コロナウイルスの院内での感染を防止するため、感染症が収束するまでの間、当院に入館される業者については、下記の運用についてご協力をお願いします。

●全ての業者をお願いすること

- ・許可がない業者やアポイントのない業者は、入館できません。
 - ・当院入館時は、必ずマスクを着用すること。
 - ・来院前2週間の健康チェックを行い、該当項目があったら、すぐにアポイントを認めた職員に連絡すること。原則的に、期間内に該当項目がある方は、入館できません。
 - ・当院への来院は必要最低限の回数とし、人数も極力減らすこと。
- ◎来院後2週間以内に自分が感染したり、PCR検査を受けたりした場合は、速やかに当院にも連絡をすること。
- ◎時間外や休日については、アポイント先の職員に対応を相談して下さい。

①納品や営業で定期的（週2回以上）に来院する業者

- ・入館許可証を個人単位で発行するので**申請書**（HPからダウンロード可能）を提出すること。
- ・SPD・正面玄関のどちらかで許可証を提示し、入館管理簿に氏名や入退館時間を記載すること（郵便と宅急便を除く）。入館場所と同じ所から退館すること。
- ・健康チェック表（HPからダウンロード可能）に毎日チェックし入館時に所定の場所で職員に見せること
- ・各部署への不定期な納品だけの場合は、防災センターで担当者を呼んで下さい。

②不定期に来院する業者

- ・2週間以上前にアポイントを取り、アポイントが取れたら健康チェック表（HPからダウンロード可能）で2週間チェックし入館時に当院職員に見せること。
- ・医師へのアポイントを希望する業者は、病院総務課に面会希望届を提出すること。面会できる場合は、当院から連絡します。
- ・緊急に来院せざるを得ない場合（機器の故障など）は、可能な範囲で健康チェック表を記載し、入館時に当院職員に見せること。
- ・入館可能時間は14-16時（診療に必要な場合は除く）、入退館場所は正面玄関とし担当職員が迎えに行きます。

磐田市立総合病院 病院総務課 施設物品G
0538-38-5000（担当：三井）